

備考 表中の「」の記載は注記である。		
附則	〔略〕	州、サランガニ州、南コタバト州、スルタン・クダラット州、北アグサン州、南アグサン州、ディナガット・アイランズ州、北スリガオ州、南スリガオ州、南ラナオ州、マギンダナオ州、バシラン州、スールー州及びタウイタウイ州の区域に限る。）
	〔同上〕	〔同上〕

附則

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この項において同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により行つた送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行つた送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行つた申請その他の行為（以下この項において「申請等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行つた申請等とみなす。

在フィリピン日本国大使（北サンボアンガ州、南サンボアンガ州、サンボアンガ・シブガイ州、プキドノン州、北ラナオ州、西ミサミス州、東ミサミス州、コンボステラ・パレー州、北ダバオ州、南ダバオ州、西ダバオ州、コタバト州、サランガニ州、南コタバト州、スルタン・クダラット州、北アグサン州、南アグサン州、ディナガット・アイランズ州、北スリガオ州、南スリガオ州、マギンダナオ州、バシラン州、スールー州及びタウイタウイ州の区域を管轄する場合に限る。）	在ダバオ日本国総領事
---	------------

3 この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

フィリピン（北サンボアンガ州、南サンボアンガ州、サンボアンガ・シブガイ州、プキドノン州、カミギン州、北ラナオ州、西ミサミス州、東ミサミス州、コンボステラ・パレー州、北ダバオ州、南ダバオ州、西ダバオ州、コタバト州、サランガニ州、南コタバト州、スルタン・クダラット州、北アグサン州、南アグサン州、ディナガット・アイランズ州、北スリガオ州、南スリガオ州、マギンダナオ州、バシラン州、スールー州及びタウイタウイ州の区域を除く。）	フィリピン（北サンボアンガ州、南サンボアンガ州、サンボアンガ・シブガイ州、プキドノン州、カミギン州、北ラナオ州、西ミサミス州、東ミサミス州、コンボステラ・パレー州、北ダバオ州、南ダバオ州、西ダバオ州、コタバト州、サランガニ州、南コタバト州、スルタン・クダラット州、北アグサン州、南アグサン州、ディナガット・アイランズ州、北スリガオ州、南スリガオ州、マギンダナオ州、バシラン州、スールー州及びタウイタウイ州の区域に限る。）
--	--

○法務省令第三十一号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七條の二第一項、第二十条第二項、第二十一条第二項及び第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

法務大臣 山下 貴司

(裏)

備考

申請人等作成用2から4, 所属機関等作成用等1から5は, 入国目的に従って, 次の様式を使用してください。

	入国目的	例	使用する申請書									
			申請人等作成用				所属機関等作成用等					
			1	2	3	4	1	2	3	4	5	
1	大学等において高度の専門的な能力を有する人材として研究, 研究の指導又は教育に従事すること(※)	大学教授	○	I	-	-	I	-	-	-	-	
	大学等における研究の指導又は教育等											
	中学校, 高等学校等における語学教育等	中学校の語学教師										
2	収入を伴う芸術上の活動	作曲家, 写真家	○	J	-	-	J	-	-	-	-	
	収入を伴わない学術・芸術上の活動又は日本特有の文化・技芸の研究・修得	茶道, 柔道を修得しようとする者										
3	外国の宗教団体から派遣されて行う布教活動	司教, 宣教師	○	K	-	-	K	-	-	-	-	
4	外国の報道機関との契約に基づく報道上の活動	新聞記者, 報道カメラマン	○	L	-	-	L	-	-	-	-	
	日本にある事業所に期間を定めて転勤して研究活動に従事すること	外資系企業の研究者										
	日本にある事業所に期間を定めて転勤して高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(※)	外資系企業の駐在員										
	日本にある事業所に期間を定めて転勤して専門的技術等を必要とする業務に従事すること											
5	高度の専門的な能力を有する人材として事業の経営又は管理に従事すること(※)	企業の社長, 取締役, 部長	○	M	-	-	M	-	-	-	-	
	事業の経営又は管理											
6	高度の専門的な能力を有する人材として研究, 研究の指導又は教育に従事すること(1に該当する場合を除く。)(※)	政府関係機関, 企業の研究者	○	N	-	-	N	N	-	-	-	
	契約に基づき収入を伴う研究を行う活動											
	高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(4に該当する場合を除く。)(※)	機械工学等の技術者, マーケティング業務従事者										
	自然科学若しくは人文科学の分野の専門的技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務に従事すること											
	介護又は介護の指導を行う業務に従事すること	介護福祉士										
	熟練した技能を要する業務に従事すること	外国料理の調理師, スポーツ指導者										
7	高度の専門的な能力を有する人材として研究, 研究の指導又は教育に従事すること(1に該当する場合を除く。)(※)	指定された機関の研究者・情報処理技術者	○	O	O	O	-	-	-	-	-	
	特定の研究活動, 研究事業活動, 情報処理活動											
8	興行	歌手, モデル	○	O	O	O	-	-	-	-	-	
9	技能実習	技能実習生	○	Y	-	-	Y	-	-	-	-	
10	留学	留学生	○	P	P	-	P	P	-	-	-	
11	研修	実務研修を行わない研修生, 公的研修を行う研修生	○	Q	-	-	Q	Q	Q	-	-	
12	商用・就職を目的とする者, 文化活動又は留学の在留資格を有する者の扶養を受けること		○	R	-	-	R	-	-	-	-	
	特定の研究活動等を行う者の扶養を受けること											
	EPA看護師又は介護福祉士としての活動を行う者の扶養を受けること											
13	日本人, 永住者等との婚姻関係, 親子関係等に基づく本邦での居住	日本人の配偶者	○	T	T	-	-	-	-	-	-	
13	上記以外の目的(1)	外交, 公用, 弁護士, 公認会計士, 医師, 家事使用人, ワーキング・ホリデー, アマチュアスポーツ選手, インターナショナル日系四世	○	U	U	U	U	U	U	-	-	
	上記以外の目的(2)	医療活動, 起業活動	○	U	U	U	-	-	-	-	-	

(※)については, 申請人が本邦において行おうとする活動に応じて, J, K, O又はUの申請書を使用しても差し支えありません。

別記第六号の三様式申請人等作成用1(裏)を次のように改める。

申請人等作成用 2 U (その他)

別記第六号の三様式申請人等作成用 2 U (その他) を次のように改める。

21 活動内容	
☐ 外交	☐ 公用 ☐ 弁護士 ☐ 公認会計士
☐ その他法律・会計業務 ()	☐ 医師
☐ その他医療関係業務 ()	
☐ 家事使用人	☐ ワーキング・ホリデー ☐ アマチュアスポーツ選手
☐ 家族と同居 (外交官の家族を含む。)	☐ インターンシップ
☐ 日系四世 ☐ 起業活動 ☐ その他 ()	
(21で選択した区分に応じ以下の項目について記入)	
○外交, 公用, 弁護士, 公認会計士又はその他法律・会計業務を選択した場合 ・ ・ ・ ・ ・ 22,31及び「署名欄」を記入	
○医師又はその他医療関係業務を選択した場合 ・ ・ ・ ・ 22,23,31及び「署名欄」を記入	
○家事使用人又は家族と同居を選択した場合 ・ ・ ・ ・ 31及び「署名欄」を記入	
○ワーキング・ホリデー又はその他を選択した場合 ・ ・ ・ ・ 26,31及び「署名欄」を記入	
○アマチュアスポーツ選手を選択した場合 ・ ・ ・ ・ 22,24,31及び「署名欄」を記入	
○インターンシップを選択した場合 ・ ・ ・ ・ 25,31及び「署名欄」を記入	
○日系四世を選択した場合 ・ ・ ・ ・ 26,31及び「署名欄」を記入	
○起業活動を選択した場合 ・ ・ ・ ・ 23,27～31及び「署名欄」を記入	
22 勤務先又は通学先	
(1) 名称	支店・事業所名
(2) 所在地	
(3) 電話番号	
23 最終学歴	
☐ 大学院 (博士) ☐ 大学院 (修士) ☐ 大学 ☐ 短期大学 ☐ 専門学校	
☐ 高等学校 ☐ 中学校 ☐ その他 ()	
(1) 学校名	(2) 卒業年月 年 月
24 経歴	
☐ オリンピック大会出場	年
☐ 世界選手権大会出場	年
☐ その他国際的な競技大会出場	年
(競技会名	)

[illegible]

申請人等作成用 4 U (その他)

31 申請人, 法定代理人, 法第7条の2第2項に規定する代理人

(1)氏 名

(2)本人との関係

(3)住 所

電話番号

携帯電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日

年 月 日

注意

申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合, 申請人(代理人)が変更箇所を訂正し, 署名すること。

※ 取次者

(1)氏 名

(2)住 所

(3)所属機関等

電話番号

別記第六号の三様式申請人等作成用 3 U (その他) の次に次の様式を加える。

(裏)

備考

申請人等作成用2から4, 所属機関等作成用等1から5は, 在留目的に従って, 次の様式を使用してください。

	在留目的	例	使用する申請書									
			申請人等作成用				所属機関等作成用等					
			1	2	3	4	1	2	3	4	5	
1	短期滞在	親族訪問, 短期商用	○	H	—	—	—	—	—	—	—	—
2	大学等において高度の専門的な能力を有する人材として研究, 研究の指導又は教育に従事すること(※)	大学教授										
	大学等における研究の指導又は教育等		○	I	I	—	I	—	—	—	—	
	中学校, 高等学校等における語学教育等	中学校の語学教師										
3	収入を伴う芸術上の活動	作曲家, 写真家										
	収入を伴わない学術・芸術上の活動又は日本特有の文化・芸芸の研究・修得	茶道, 柔道を修得しようとする者	○	J	—	—	J	—	—	—	—	
4	外国の宗教団体から派遣されて行う布教活動	司教, 宣教師	○	K	—	—	K	—	—	—	—	
5	外国の報道機関との契約に基づく報道上の活動	新聞記者, 報道カメラマン										
	日本にある事業所に期間を定めて転勤して研究活動に従事すること	外資系企業の研究者										
	日本にある事業所に期間を定めて転勤して高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(※)	外資系企業の駐在員	○	L	—	—	L	—	—	—	—	
	日本にある事業所に期間を定めて転勤して専門的技術等を必要とする業務に従事すること											
6	高度の専門的な能力を有する人材として事業の経営又は管理に従事すること(※)	企業の社長, 取締役, 部長	○	M	—	—	M	—	—	—	—	
	事業の経営又は管理											
7	高度の専門的な能力を有する人材として研究, 研究の指導又は教育に従事すること(2に該当する場合を除く。)(※)	政府関係機関, 企業の研究者										
	契約に基づき収入を伴う研究を行う活動											
	高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(5に該当する場合を除く。)(※)	機械工学等の技術者, マーケティング業務従事者	○	N	—	—	N	N	—	—	—	
	自然科学若しくは人文科学の分野の専門的技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務に従事すること											
	介護又は介護の指導を行う業務に従事すること	介護福祉士										
	熟練した技能を要する業務に従事すること	外国料理の調理師, スポーツ指導者										
	特定の研究活動, 研究事業活動, 情報処理活動	指定された機関の研究者・情報処理技術者										
8	旅行	歌手, モデル	○	O	O	O	—	—	—	—	—	—
9	技能実習	技能実習生	○	Y	—	—	Y	—	—	—	—	—
10	勉学	留学生	○	P	P	—	P	P	—	—	—	—
11	研修	実務研修を行わない研修生, 公的研修を行う研修生	○	Q	—	—	Q	Q	Q	—	—	
12	商用・就職を目的とする者, 文化活動又は留学の在留資格を有する者の扶養を受けること											
	特定の研究活動等を行う者の扶養を受けること		○	R	—	—	R	—	—	—	—	
	EP/A看護師又は介護福祉士としての活動を行う者の扶養を受けること											
13	日本人, 永住者等との婚姻関係, 親子関係等に基づく本邦での居住	日本人の配偶者	○	T	T	—	—	—	—	—	—	
14	上記以外の目的(1)	外交, 公用, 看護士, 公認会計士, 医師, 家事使用人, ワーキング・ホリデー, テニスマスケット選手, イタリエンシエ, EP/A看護師・介護福祉士, EP/A看護師候補者・介護福祉士候補者, EP/A就学介護福祉士候補者, 日系四世	○	U	U	U	U	U	U	—	—	
	上記以外の目的(2)	医療活動, 起業活動	○	U	U	U	—	—	—	—	—	

(※)については, 申請人が本邦において行おうとする活動に応じて, J, K, O又はUの申請書を使用しても差し支えありません。

別記第三十号様式申請人等作成用1(裏)を次のように改める。

申請人等作成用 2 U (その他)

別記第三十号様式申請人等作成用 2 U (その他) を次のように改める。

17 活動内容	
☐ 外交	☐ 公用 ☐ 弁護士 ☐ 公認会計士
☐ その他法律・会計業務 ()	☐ 医師
☐ その他医療関係業務(EPA看護師・介護福祉士, EPA看護師候補者・介護福祉士候補者, EPA就学介護福祉士候補者を除く。)	
()	
☐ 家事使用人	☐ ワーキング・ホリデー ☐ アマチュアスポーツ選手
☐ 家族と同居(外交官の家族を含む。)	☐ インターンシップ
☐ EPA看護師・介護福祉士, EPA看護師候補者・介護福祉士候補者, EPA就学介護福祉士候補者	
☐ 日系四世	☐ 起業活動 ☐ その他 ()
(17で選択した区分に応じ以下の項目について記入)	
☐ 外交, 公用, 弁護士, 公認会計士又はその他法律・会計業務を選択した場合	
. 18,27及び「署名欄」を記入	
☐ 医師又はその他医療関係業務を選択した場合(EPA看護師・介護福祉士, EPA看護師候補者・介護福祉士候補者, EPA就学介護福祉士候補者を除く。)	
. 18,19,27及び「署名欄」を記入	
☐ 家事使用人又は家族と同居を選択した場合 27及び「署名欄」を記入	
☐ ワーキング・ホリデー又はその他を選択した場合 22,27及び「署名欄」を記入	
☐ アマチュアスポーツ選手を選択した場合 18,20,27及び「署名欄」を記入	
☐ インターンシップを選択した場合 21,27及び「署名欄」を記入	
☐ EPA看護師・介護福祉士, EPA看護師候補者・介護福祉士候補者, EPA就学介護福祉士候補者を選択した場合	
. 18,19,22,27及び「署名欄」を記入	
☐ 日系四世を選択した場合	 22,27及び「署名欄」を記入
☐ 起業活動を選択した場合	 19, 23～27及び「署名欄」を記入
18 勤務先又は通学先	
(1)名称	支店・事業所名
(2)所在地	
(3)電話番号	
19 最終学歴	
☐ 大学院(博士)	☐ 大学院(修士) ☐ 大学 ☐ 短期大学 ☐ 専門学校
☐ 高等学校	☐ 中学校 ☐ その他 ()
(1)学校名	(2)卒業年月 年 月
20 経歴	
☐ オリンピック大会出場	年
☐ 世界選手権大会出場	年
☐ その他国際的な競技大会出場	年
(競技会名	)

[illegible]

申請人等作成用 4 U (その他)

27 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏 名

(2)本人との関係

(3)住 所

電話番号

携帯電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日

年 月 日

注意

申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。

※ 取次者

(1)氏 名

(2)住 所

(3)所属機関等(親族等については、本人との関係)

電話番号

(裏)

備考

申請人等作成用2から4, 所属機関等作成用等1から5は, 在留目的に従って, 次の様式を使用してください。

	在留目的	例	使用する申請書									
			申請人等作成用				所属機関等作成用等					
			1	2	3	4	1	2	3	4	5	
1	短期滞在	親族訪問, 短期商用	○	H	—	—	—	—	—	—	—	—
2	大学等において高度の専門的な能力を有する人材として研究, 研究の指導又は教育に従事すること(※)	大学教授	○	I	I	—	I	—	—	—	—	—
	大学等における研究の指導又は教育等	中学校の語学教師	○	I	I	—	I	—	—	—	—	—
3	収入を伴う芸術上の活動	作曲家, 写真家	○	J	—	—	J	—	—	—	—	—
	収入を伴わない学術・芸術上の活動又は日本特有の文化・芸芸の研究・修得	茶道, 柔道を修得しようとする者	○	J	—	—	J	—	—	—	—	—
4	外国の宗教団体から派遣されて行う布教活動	司教, 宣教師	○	K	—	—	K	—	—	—	—	—
5	外国の報道機関との契約に基づく報道上の活動	新聞記者, 報道カメラマン	○	L	—	—	L	—	—	—	—	—
	日本にある事業所に期間を定めて転勤して研究活動に従事すること	外資系企業の研究者	○	L	—	—	L	—	—	—	—	—
	日本にある事業所に期間を定めて転勤して高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(※)	外資系企業の駐在員	○	L	—	—	L	—	—	—	—	—
6	日本にある事業所に期間を定めて転勤して専門的技術等を必要とする業務に従事すること	企業の社長, 取締役, 部長	○	M	—	—	M	—	—	—	—	—
	高度の専門的な能力を有する人材として事業の経営又は管理に従事すること(※)	事業の経営又は管理	○	M	—	—	M	—	—	—	—	—
7	高度の専門的な能力を有する人材として研究, 研究の指導又は教育に従事すること(2に該当する場合を除く。)(※)	政府関係機関, 企業の研究者	○	N	—	—	N	N	—	—	—	—
	契約に基づき収入を伴う研究を行う活動	機械工学等の技術者, マーケティング業務従事者	○	N	—	—	N	N	—	—	—	—
	高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(5に該当する場合を除く。)(※)	介護福祉士	○	N	—	—	N	N	—	—	—	—
	自然科学若しくは人文科学の分野の専門的技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務に従事すること	外国料理の調理師, スポーツ指導者	○	N	—	—	N	N	—	—	—	—
	介護又は介護の指導を行う業務に従事すること	指定された機関の研究者・情報処理技術者	○	N	—	—	N	N	—	—	—	—
8	旅行	歌手, モデル	○	O	O	O	—	—	—	—	—	—
9	技能実習	技能実習生	○	Y	—	—	Y	—	—	—	—	—
10	勉学	留学生	○	P	P	—	P	P	—	—	—	—
11	研修	実務研修を行わない研修生, 公的研修を行う研修生	○	Q	—	—	Q	Q	Q	—	—	—
12	商用・就職を目的とする者, 文化活動又は留学の在留資格を有する者の扶養を受けること		○	R	—	—	R	—	—	—	—	—
	特定の研究活動等を行う者の扶養を受けること		○	R	—	—	R	—	—	—	—	—
	EPA看護師又は介護福祉士としての活動を行う者の扶養を受けること		○	R	—	—	R	—	—	—	—	—
13	日本人, 永住者等との婚姻関係, 親子関係等に基づく本邦での居住	日本人の配偶者	○	T	T	—	—	—	—	—	—	—
14	上記以外の目的(1)	外交, 公用, 看護士, 公認会計士, 医師, 家事使用人, ワーキング・ホリデー, アナチャアボ・ブリーダー, インタベンション, EPA看護師・介護福祉士, EPA看護師候補者・介護福祉士候補者, EPA就学介護福祉士候補者, 日系四世	○	U	U	U	U	U	U	—	—	—
	上記以外の目的(2)	医療活動, 起業活動	○	U	U	U	—	—	—	—	—	—

(※)については, 申請人が本邦において行おうとする活動に応じて, J, K, O又はUの申請書を使用しても差し支えありません。

別記第三十号の二様式申請人等作成用1(裏)を次のように改める。

申請人等作成用 2 U (その他)

別記三十号の二様式申請人等作成用 2 U (その他) を次のように改める。

17 活動内容	
☐ 外交	☐ 公用 ☐ 弁護士 ☐ 公認会計士
☐ その他法律・会計業務 ()	☐ 医師
☐ その他医療関係業務(EPA看護師・介護福祉士, EPA看護師候補者・介護福祉士候補者, EPA就学介護福祉士候補者を除く。)	
()	
☐ 家事使用人	☐ ワーキング・ホリデー ☐ アマチュアスポーツ選手
☐ 家族と同居(外交官の家族を含む。)	☐ インターンシップ
☐ EPA看護師・介護福祉士, EPA看護師候補者・介護福祉士候補者, EPA就学介護福祉士候補者	
☐ 日系四世	☐ 起業活動 ☐ その他 ()
(17で選択した区分に応じ以下の項目について記入)	
☐ 外交, 公用, 弁護士, 公認会計士又はその他法律・会計業務を選択した場合	
. 18,27及び「署名欄」を記入	
☐ 医師又はその他医療関係業務を選択した場合(EPA看護師・介護福祉士, EPA看護師候補者・介護福祉士候補者, EPA就学介護福祉士候補者を除く。)	
. 18,19,27及び「署名欄」を記入	
☐ 家事使用人又は家族と同居を選択した場合 27及び「署名欄」を記入	
☐ ワーキング・ホリデー又はその他を選択した場合 22,27及び「署名欄」を記入	
☐ アマチュアスポーツ選手を選択した場合 18,20,27及び「署名欄」を記入	
☐ インターンシップを選択した場合 21,27及び「署名欄」を記入	
☐ EPA看護師・介護福祉士, EPA看護師候補者・介護福祉士候補者, EPA就学介護福祉士候補者を選択した場合	
. 18,19,22,27及び「署名欄」を記入	
☐ 日系四世を選択した場合	 22,27及び「署名欄」を記入
☐ 起業活動を選択した場合	 19, 23～27及び「署名欄」を記入
18 勤務先又は通学先	
(1) 名称	支店・事業所名
(2) 所在地	
(3) 電話番号	
19 最終学歴	
☐ 大学院(博士)	☐ 大学院(修士) ☐ 大学 ☐ 短期大学 ☐ 専門学校
☐ 高等学校	☐ 中学校 ☐ その他 ()
(1) 学校名	(2) 卒業年月 年 月
20 経歴	
☐ オリンピック大会出場	年
☐ 世界選手権大会出場	年
☐ その他国際的な競技大会出場	年
(競技会名	)

[illegible]

申請人等作成用 4 U (その他)

27 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏 名

(2)本人との関係

(3)住 所

電話番号

携帯電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日

年 月 日

注意

申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。

※ 取次者

(1)氏 名

(2)住 所

(3)所属機関等(親族等については、本人との関係)

電話番号

附則
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請は、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請とみなす。

第三条 旧規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書は、この省令の施行の日後においても、当分の間、それぞれ新規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

○外務省令第十五号
外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条第四項の規定に基づき、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年十二月二十八日
外務大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令
在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令（昭和二十九年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表（第一条関係） アジア地域 〔略〕 マニラ（フィリピン） ダバオ（フィリピン） 〔略〕 中南米地域 〔略〕 カラカス（ベネズエラ） ベルモパン（ペリウ） 〔略〕 アフリカ地域 〔略〕 ハルツーム（スーダン） ビクトリア（セーシェル） 〔略〕		別表（第一条関係） アジア地域 〔同上〕 マニラ（フィリピン） 〔加える。〕 〔同上〕 中南米地域 〔同上〕 カラカス（ベネズエラ） 〔加える。〕 〔同上〕 アフリカ地域 〔同上〕 ハルツーム（スーダン） 〔加える。〕 〔同上〕	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

附則
この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。
○財務省令第七十一号
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）及び関係法令の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年十二月二十八日
国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令
（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）
第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

財務大臣 麻生 太郎